

令和3年度事業計画

1.

果実関係

果樹農業振興基本方針に基づき、果樹の流通・消費構造の変化に対応した生産、流通、加工体制を整備する。果樹産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図るため、果実需給安定対策事業・果樹経営支援対策事業を実施し、計画的な生産出荷、商品性の高い果実の生産に向けて関係機関との緊密な連携のもと推進に努める。

野菜関係

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（昭51.10.1付け51食流第5508号農林事務次官依命通達）に基づき、野菜の計画的、安定的な生産出荷と価格の安定を推進するため、当協会において交付準備金を造成し、対象野菜の市場価格が著しく低落した場合に価格差補給金を交付して、集団産地の育成と野菜生産農家の経営の安定を図る。

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）に基づき、端境期等対策産地育成強化事業に取り組む長期的かつ安定的に出荷を行う産地を支援する。

2.

【公1 果実の需給安定及び果樹農家の経営支援、野菜の安定供給と価格安定、青果物の需要拡大に関する事業】

1 果実農家の経営支援に関する事業

担い手の経営基盤の強化及び生産が安定的に営まれる競争力の高い産地育成の加速化を図るため、果樹産地構造改革計画に基づき、優良な品目又は品種への転換、小規模園地整備、その他の経営基盤を強化する取組に要する経費を補助する。

競争の高い果樹産地の育成を強化するため、優良な品目又は品種への改植を実施した後経済的に価値のある水準の収量が得られるまでの期間に要する経費の一部を補助する。

2 特別事業

(1) 果実需要拡大促進特別事業

交付準備金の運用により生じた利益で造成した特別基金を用い、農協連等が事業実施主体となって行う消費拡大のキャンペーン等、果実の生産出荷安定対策の実施に必要な経費に対し補助する。

(2) 全国果樹技術・経営コンクールの運営（県事務局）

果樹農家の技術・経営に優れ、地域における経営の規範となり、指導的役割を担っている果樹生産農家等を表彰し、その成果を広く紹介し果樹農業の発展に資するため、「全国果樹技術・経営コンクール」に優良と認める事例を推薦する。

3 野菜の安定供給と価格安定に関する事業

(1) 野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業（指定野菜）

独立行政法人農畜産業振興機構が指定野菜価格安定対策資金又は契約指定野菜安定供給資金を造成する場合において、生産者補給交付金等として交付することを条件として、機構に納付金を納付する。

(2) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業（指定野菜に準ずる野菜）

特定野菜供給産地育成事業は、9品目59業務区分で8,953 t（前年8,829 t）、指定野菜供給産地育成事業では、4品目8種別38業務区分3,001 t（前年3,175 t）、合計13品目17種別97業務区分で交付予約数量11,954 t（前年12,004t）を対象として、交付準備金379,513,560円（国補を除く必要造成額）（資料1）を造成し、その資金の管理を行い、対象野菜の市場価格が低落した場合に価格差補給交付金を交付する。

特定野菜の該当品目（9品目）：

えだまめ、カリフラワー、さやえんどう、しょうが、スイートコーン
ちんげんさい、生しいたけ、にんにく、ブロッコリー

特定指定野菜の該当品目（4品目）：キャベツ、はくさい、トマト、ピーマン

また、安定供給を行える産地拡大及び生産者の経営安定につなげるため関係機関と連携しながら制度の周知等を行うとともに、県内の主要野菜の生育動向等の情報などホームページを通じて周知することで、最終受益者である消費者に対し購買面でのサポートを行っていく。

（3） 緊急需給調整推進事業（産地情報調査員設置事業）

重要野菜の緊急需給調整及び調整野菜の緊急出荷調整を円滑に実施するため、都道府県段階における野菜の生産出荷動向等の情報収集を全農とくしまに委託する。

（4） 端境期等対策産地育成強化事業

「加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業」の事業名を変更する。国内産が需要に応えていない品目や作型（端境期）の生産拡大に向けて、生産・流体系の構築、出荷期間の拡大及び作柄安定技術の導入する取組に対し、一定の助成単価により当該取組面積に応じて独立行政法人農畜産業振興機構が補助する事業である。事業を希望する団体から応募があった場合に、事業実施計画書、交付申請書、実績報告書の確認を行い機構に提出する。加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業を実施していた2法人については、完了まで引き続き取り組む。

対象品目 えだまめ かぼちゃ キャベツ スイートコーン たまねぎ
 にんじん ねぎ ほうれんそう レタス ブロッコリー ごぼう
 セルリー トマト

【収1 農業用廃プラスチック類の適正な処理の推進に関する事業】

農業用使用済みプラスチックフィルムや農業生産等において使用された農薬の容器などの農業生産資材廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、各市町村協議会と連携を図りながら適正処理の効率的回収に取り組む。